

## 【刑 法】

次の第1問と第2問の両方に解答しなさい。

### 【第1問】

甲は、乙とともに深夜スナックで飲酒をしていたところ、相客のVの酒癖が悪く、再三たしなめたのに、逆に反抗的な態度を示したことに憤慨し、同人に謝らせるべく、車で乙方に連行した。甲は、乙とともに、乙の部屋でVの態度などを難詰し、謝ることを強く促したが、Vが頑としてこれに応じないで反抗的な態度をとり続けたことに激昂し、その身体に対して暴行を加える意思を乙と相通じた上、午前4時ころから約1時間にわたり、竹刀や木刀でこもごもVの顔面、背部等を多数回殴打するなどの暴行を加えた。その後、甲は、午前5時過ぎころ、「俺用事があるので帰りたい」と乙に言ったところ、乙が「帰りたいければ帰ってもいいよ」と了承したので、現場をそのままにして立ち去った。その後ほどなくして、乙は、Vの言動に再び激昂して、「まだシメ足りないか」と怒鳴って同部屋でその顔を木刀で突くなどの暴行を加えた。Vは、一連の暴行により頸部を骨折する重傷を負ったが、甲が帰る前に甲と乙がこもごも加えた暴行によって生じたものか、その後の乙による前記暴行により生じたものかは断定できなかった。Vは、午前5時45分頃、隣人が騒音に対して苦情を言いに来た際、隙をみて乙宅から靴下履きのまま逃走したが、逃走を開始してから約10分後の午前5時55分頃、交差点で横断歩道を渡ろうとしたときに、赤信号を無視して疾走してきた自動車に衝突して路上に転倒して死亡した。Vは自動車に衝突されたことにより内臓破裂により死亡したが、司法解剖の結果、Vの死因は、自動車に轢過されたことで生じた脳挫傷であるが、他方で、Vは乙らの暴行によって生じた頸部の骨折は重篤であり、仮にVが交通事故に遭うことがなかった場合であっても、Vは骨折による頸部圧迫により、適切な治療を受けたとしても1日ないし2日後には窒息により確実に死亡していたであろうことが判明した。

甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

**【第2問】**

丙は、Pデパートの3階の紳士婦人服売場において、返品を装って代金相当額の交付を受けようとして同店店長A管理のブランド物のワイシャツ1着（時価1万円相当）を手にするや、予め用意した紙袋にすぐさま入れて隠匿したうえ、これを持ってその場を離れ、値札等はずすべく売り場から数10m離れた同じフロアにあるトイレに持ち込み、値札等を外した後、5分後に売り場に戻り、同店店員Bに対し、持ち出したワイシャツ1着を示して、同品を同店から買い入れたのではないにもかかわらず「妻が同じ物を買ってきた。同じ物はいらないのでこれを返すから金を返して下さい。」と嘘の事実を申し向けてBをその旨誤信させ、即時同所において、Bから現金1万円の交付を受けた。

丙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

※ 解答用紙の記入に際しては、【第1問】、【第2問】と見出しをつけて解答を記入しなさい。